

利用区分	利用時間	午前	午後		夜間		全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
個人利用 第1競技場、第2競技場、柔道場、剣道場、トレーニング室 (予約なしでのご利用の場合)		1人1回1時間につき 50円					

利用区分	利用時間	午前	午後		夜間		全日		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで		
第1競技場	スポーツの場合 (営利のためのスポーツ を除く。)	入場料金を徴収 しない場合	全面利用	3,000	2,000	2,000	4,000	4,000	15,000
			半面利用	1,500	1,000	1,000	2,000	2,000	7,500
		入場料金を徴収する場合	6,000	4,000	4,000	8,000	8,000	30,000	
	その他の場合	入場料金を徴収しない場合	30,000	20,000	20,000	40,000	40,000	150,000	
入場料金を徴収する場合		60,000	40,000	40,000	80,000	80,000	300,000		
第2競技場		1,200	800	800	1,600	1,600	6,000		
柔道場		600	400	400	800	800	3,000		
剣道場		600	400	400	800	800	3,000		
トレーニング室		600	400	400	800	800	3,000		
会議室	ミーティング室		600	400	400	800	800	3,000	
	第1会議室		600	400	400	800	800	3,000	
	第2会議室		600	400	400	800	800	3,000	
	第3会議室		900	600	600	1,200	1,200	4,500	
付属設備	ステージ(照明、放送、設備を含む。)1時間につき		2,250						
	電光得点表示器 1時間につき		150						
	シャワー 5分間につき		50						

(備考)

- (1) 中学生以下の体育館使用料は、それぞれの半額とする。ただし、シャワーは除く。
- (2) 町内の幼児、60歳以上及び障害者(身体障害者手帳等所持者)は、無料とする。ただし、シャワーは除く。
- (3) 次に該当するときは、各々の率を別表に定める使用料の額に加算する。
  - ア 午前及び午後、第1競技場において電灯を使用する場合は100パーセント
  - イ 冷暖房を使用する場合は、50パーセント(会議室のみ)
  - ウ 町外者利用の場合は、100パーセント。ただし、シャワーは除く。